

特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号 筑波大学医学医療系整形外科内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域医療にかかわる人々に対して、整形外科及びスポーツ医学に関する研究並びに整形外科医の教育支援を行うとともに、講演会・研究会・学会の開催並びに機関誌の発刊等を行い、整形外科診療・地域医療の連携強化や知識の啓発を図り、医学の進歩発展と地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 整形外科・スポーツ医学に関する研究及び整形外科医に対する教育支援事業
- (2) 整形外科・スポーツ医学に関する講演会・研究会・学会の開催及び機関紙の発行等による普及啓発事業
- (3) 検診事業（運動器疾患の調査・検診）
- (4) 国際交流・協力・支援事業（他国の医師の地域への訪問・地域での研修、指導医の海外での視察・指導、および国際交流への助成）
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 名誉会員 この法人の理事長経験者及びこの法人の活動に貢献した正会員の中から理事
会が認めた個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に
申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって
本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが
できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名
することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければな
らない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長（会長）、1人を副理事長（副会長）とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数

の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局等)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及び名誉会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法による通知をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員及び名誉会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員及び名誉会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び名誉会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員及び名誉会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び名誉会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員及び名誉会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び名誉会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員及び名誉会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印または記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員及び名誉会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印または記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までは前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び名誉会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員及び名誉会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び名誉会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び名誉会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表1のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して3ヶ月以内に行うものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、別表2のとおりとする。

別表1 設立当初の役員

理 事 長 原 田 繁

副理事長 山崎正志、三島初

理 事 石井朝夫、小川健、鎌田浩史、清水如代、辰村正紀、西野衆文、半谷美夏、
船山徹、六崎裕高、望月宏美、吉井雄一

監 事 平野篤氏、宮川俊平

別表2 設立当初の入会金及び会費

会員の種別	入会金	年会費
正会員	0円	20,000円
名誉会員	0円	0円
賛助会員（個人及び団体）	0円	一口50,000円

様式例

役員名簿

特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	原田 繁		無し
監事	宮川 俊平		無し
副理事長	山崎 正志		無し
理事	石井 朝夫		無し
監事	平野 篤		無し
副理事長	三島 初		無し
理事	鎌田 浩史		無し
理事	六崎 裕高		無し
理事	吉井 雄一		無し
理事	半谷 美夏		無し
理事	小川 健		無し
理事	西野 衆文		無し
理事	辰村 正紀		無し
理事	清水 如代		無し
理事	船山 徹		無し
理事	望月 宏美		無し

設立趣旨書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

整形外科専門医は、あらゆる運動器に関する科学的知識と高い社会的倫理観を備え、進歩し続ける医学の新しい知識と技術を修得するために日々邁進し、運動器に関わる疾患の病態を正しく把握し、高度な診療能力を持ち、生活習慣や災害、スポーツ活動によって発生する運動器疾患や障害の予防と診療においても高い能力を発揮することにより、社会が求める最新の医療を提供し、地域住民の運動器の健全な発育と健康維持に貢献する使命があります。特に、近年、未曾有の高齢社会となり、骨・関節・脊椎といった運動器の加齢変性に起因する疾病が深刻な問題となっている日本においては、整形外科専門医の高齢者の運動器の健全な維持に努め、健康寿命の延長に貢献することが求められています。

そこで私たちは、「特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波」を設立し、茨城県ならびにその近隣の地域において運動器医療に携わる医師の専門的能力の向上を支援すると共に地域医療の連携を促進するための幅広い支援を行い地域医療の充実と発展に寄与いたします。

具体的な活動内容としては、運動器疾患の専門的知識と医療情報を講演会、セミナー等を通じて、医師のみならずコメディカル、そして地域住民や学童・生徒に教育・啓発する事業や小児から高齢者まで種々の運動器疾患に関して住民を対象とした調査・検診の事業を行い、積極的に地域住民の福祉の向上に貢献します。さらに、他国の医師の地域への訪問や地域での研修と、専門医の海外視察・指導、専修医の他国での研修を含めた国際交流も促進します。

つきましては、大変僭越ではございますが、上記のような趣旨をご理解頂き、格別のご配慮とご支援を賜りたくお願い申し上げます。何卒よろしくご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月5日

特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波

設立代表者 原田 繁

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波

i 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設などを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 整形外科・スポーツ医学に関する研究及び整形外科医に対する教育支援事業	・整形外科またはスポーツ医学領域の研究・学術活動を支援するために優秀な研究報告や学術報告を行った者を選考し、支援するとともに表彰を行う	(A)年1回(12月に行う。) (B)茨城県内の施設 (C)約20人	(D)茨城県及び近隣地区の整形外科医 (E)約20人	1,000
	・整形外科専攻医に対して各種研修会を開催する。また、整形外科医に対して専門医資格取得または継続に必要な単位が獲得できる教育研修講演会を開催または共催する。	(A)法人設立日より (B)茨城県内の施設 (C)約15人	(D)茨城県及び近隣地区の専攻医・専門医 (E)約500人	750
	・整形外科またはスポーツ医学に関心のある医学生・初期研修医への勧誘を行う。	(A)法人設立日より (B)茨城県内の施設 (C)約15人	(D)整形外科またはスポーツ医学に関心のある医学生・初期研修医 (E)約60人	1,000

	・整形外科医療機器の開発支援・協力・普及活動を行う	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
	・医療機関の整形外科専門医研修プログラムの指針に則った専門医育成に関する能力を調査、分析する。また専攻医と連携施設を統括し、専門研修プログラム全体の管理を行う。	(A) 法人設立日より (B) 法人事務局 (C) 約60人	(D) 専門医研修プログラムに属する医療機関 (E) 約80人	500
②整形外科・スポーツ医学に関する講演会・研究会・学会の開催及び機関紙の発行等による普及啓発事業	・整形外科またはスポーツ医学領域に関する学会及び講演会を開催・共催または支援する。	(A) 法人設立日より (B) 茨城県内の施設 (C) 約15人	(D) 茨城県及び近隣地区の専攻医・専門医 (E) 約500人	500
	・機関誌「筑波整形外科同門会誌」の発刊や同門会の開催による社員の交流活動を行う。	(A) 法人設立日より (B) 法人事務局 (C) 約20人	(D) 当法人会員 (E) 約200人	1,900
③検診事業	・つくば市など茨城県内市町村行う運動器検診や野球肘・肩検診など運動器に関する検診事業ならびに運動器疾患の調査を行う。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
④国内・国際交流・協力・支援事業	・国内及び海外への訪問・地域での研修や指導医の視察・指導、および国内医師・国際医師交流への助成	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業	・ホームページを開設・運営するなど、様々な情報提供を行う。	(A) 法人設立日より (B) 法人事務局 (C) 約15人	(D) 茨城県及び近隣地区の整形外科医 (E) 約500人	350

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
実施予定なし			

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 整形外科・スポーツ医学に関する研究及び整形外科医に対する教育支援事業	・整形外科またはスポーツ医学領域の研究・学術活動を支援するために優秀な研究報告や学術報告を行った者を選考し、支援するとともに表彰を行う	(A)年1回(12月に行う。) (B)茨城県内の施設 (C)約20人	(D)茨城県及び近隣地区の整形外科医 (E)約20人	2,000
	・整形外科専攻医に対して各種研修会を開催する。また、整形外科医に対して専門医資格取得または継続に必要な単位が獲得できる教育研修講演会を開催または共催する。	(A)令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B)茨城県内の施設 (C)約15人	(D)茨城県及び近隣地区の専攻医・専門医 (E)約500人	600
	・整形外科またはスポーツ医学に関心のある医学生・初期研修医への勧誘を行う。	(A)令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B)茨城県内の施設 (C)約15人	(D)整形外科またはスポーツ医学に関心のある医学生・初期研修医 (E)約60人	2000

	・整形外科医療機器の開発支援・協力・普及活動を行う	(A) 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B) 茨城県内の施設 (C) 約15人	(D) 整形外科医 (E) 約800人	1,000
	・医療機関の整形外科専門医研修プログラムの指針に則った専門医育成に関する能力を調査、分析する。また専攻医と連携施設を統括し、専門研修プログラム全体の管理を行う。	(A) 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B) 法人事務局 (C) 約60人	(D) 専門医研修プログラムに属する医療機関 (E) 約80人	1,000
②整形外科・スポーツ医学に関する講演会・研究会・学会の開催及び機関紙の発行等による普及啓発事業	・整形外科またはスポーツ医学領域に関する学会及び講演会を開催・共催または支援する。	(A) 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B) 茨城県内の施設 (C) 約15人	(D) 茨城県及び近隣地区の専攻医・専門医 (E) 約500人	1,000
	・機関誌「筑波整形外科同門会誌」の発刊や同門会の開催による社員の交流活動を行う	(A) 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B) 法人事務局 (C) 約20人	(D) 当法人会員 (E) 約200人	2,000
③検診事業	・つくば市など茨城県内市町村行う運動器検診や野球肘・肩検診など運動器に関する検診事業ならびに運動器疾患の調査を行う。	(A) 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B) 法人事務局ならびに各市町村検診場所 (C) 約100人	(D) 茨城県内の運動器検診の対象者ならびに運動器疾患調査対象者 (E) 約5,000人	1,800

④国内・国際 交流・協 力・支援事 業	・国内及び海外への訪問・地 域での研修や指導医の視 察・指導、および国内医 師・国際医師交流への助 成	(A) 令和8年4月 1日～令和9 年3月31日 (B) 法人事務局 (C) 約15人	(D) 茨城県及 び近隣地 区の整形 外科医 (E) 約100 人	2,100
⑤その他こ の法人の 目的を達 成するた めに必要 な事業	・ホームページの運営を行 うなど、様々な情報提供 を行う。	(A) 令和8年4月 1日～令和9 年3月31日 (B) 法人事務局 (C) 約15人	(D) 茨城県及 び近隣地 区の整形 外科医 (E) 約500 人	1,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
実施予定な し			

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	2,000,000		
賛助会員受取会費	0	2,000,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	7,000,000	7,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
教育支援事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
経常収益計			9,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	50,000		
給料手当	0		
福利厚生費	100,000		
人件費計	150,000		
(2) その他経費			
会場費	1,700,000		
会議費	2,350,000		
旅費交通費	170,000		
図書費	0		
通信費	100,000		
印刷代	110,000		
教育研修費	500,000		
消耗品費	620,000		
委託費	300,000		
減価償却費	0		
その他経費計	5,850,000		
事業費計		6,000,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,000,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	10,000		
人件費計	1,010,000		
(2) その他経費			
会場費	20,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信費	150,000		
印刷代	30,000		
教育研修費	10,000		
交際接待費	20,000		
消耗品費	20,000		
減価償却費	0		
雑費	50,000		
租税公課	72,000		
その他経費計	372,000		
管理費計		1,382,000	
経常費用計			7,382,000
当期経常増減額			1,618,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,618,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,618,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人整形外科ネットワーク筑波
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	4,000,000		
賛助会員受取会費	0	4,000,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10,000,000	20,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	6,500,000	6,500,000	
4. 事業収益			
教育支援事業収益	250,000	250,000	
5. その他収益			
受取利息	5,000		
雑収益	0	5,000	
経常収益計			20,755,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	650,000		
福利厚生費	200,000		
人件費計	850,000		
(2) その他経費			
会場費	1,950,000		
会議費	4,355,000		
旅費交通費	230,000		
図書費	300,000		
通信費	150,000		
印刷代	150,000		
教育研修費	2,213,000		
消耗品費	2,802,000		
委託費	1,500,000		
その他経費計	13,650,000		
事業費計		14,500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	2,000,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	20,000		
人件費計	2,020,000		
(2) その他経費			
会場費	0		
会議費	40,000		
旅費交通費	0		
通信費	250,000		
印刷代	50,000		
教育研修費	20,000		
交際接待費	70,000		
消耗品費	30,000		
減価償却費	0		
雑費	100,000		
租税公課	72,000		
その他経費計	632,000		
管理費計		2,652,000	
経常費用計			17,152,000
当期経常増減額			3,603,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,603,000
前期繰越正味財産額			1,618,000
次期繰越正味財産額			5,221,000